

令和4年度第4回鹿屋市文化財保護審議会 議事録

日時	令和5年3月29日(水) 14:00~14:25
場所	鹿屋市東地区学習センター
出席委員 (敬称略)	○出席9名 竹之内委員、山口委員、海老原委員、迫委員、川添委員 堂込委員、下出水委員、 花牟礼委員、井上委員 (松永委員欠席)
事務局出席者	○事務局 稲村教育次長、山口生涯学習課長、稲村生涯学習課長補佐 松元文化財センター所長、河野文化財センター次長、福岡主査、郷原主事
公開・一部公開の別	公開
傍聴者	0名
会次第	1 開 会 2 鹿屋市文化財保護審議会会長あいさつ 3 審 議 鹿屋市指定有形文化財「大園橋」の指定解除について 4 その他 5 閉 会

発言者	内容
(会 長)	<p>1 開会</p> <p>2 鹿屋市文化財保護審議会会長あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> 鹿屋市指定有形文化財「大園橋」の指定解除について、本日が継続審議として6回目となる。 <p>前回の審議会では、大隅河川国道事務所から大園橋の影響についてのシミュレーション結果の報告があり、その後の審議では集中的に審議がなされ、皆様の意見が「大園橋の指定は解除しない」と、まとまった。</p> <p>本日の審議では、審議会の最終意見を教育委員会へ建議する内容を記した建議書を作成・確定させたい。</p>
(司 会)	<p>3 審議</p> <ul style="list-style-type: none"> これより審議に入るが、会の議長は会長がいたすこととなっているので会長は議長席へ移動し、進行をお願いします。
(議 長)	<ul style="list-style-type: none"> 本日は建議書(案)の内容について、皆様のご意見等を伺いたい。まず、建議書(案)について事務局の読み上げをお願いします。

<p>(事務局)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿屋市指定有形文化財「大園橋」に関する建議書（案） <p>当審議会では、鹿屋市指定有形文化財「大園橋」の指定解除について、令和3年9月に第1回鹿屋市文化財保護審議会を開催しました。審議の中で、本件については文化財そのものの価値と公益性が問われるものであり、慎重審議が必要と判断し、これまで令和5年3月の令和4年度第4回審議会まで延べ6回に渡って審議してきました。</p> <p>令和3年11月の令和3年度第2回審議会では、現地視察及び地元住民への意見聴取を行い、水害の発生状況について確認し、令和4年4月の令和4年度第1回審議会では、河川管理者である大隅河川国道事務所及び大隅地域振興局河川港湾課の方々にも参加していただき、祓川町大園地区周辺の河川状況等について質疑応答を行いました。</p> <p>また、令和5年2月の令和4年度第3回審議会では、大隅河川国道事務所から令和2年7月洪水における大園橋の影響についてのシミュレーション結果について、「大園橋を撤去し、令和2年7月洪水と同様の大雨が降った場合、氾濫水位は約25cm下がる。」との報告があり、審議委員からの「大園橋を撤去した場合、水害は発生するのか。」の質問に対して、「大園橋を撤去しても、令和2年7月洪水と同様の大雨が降った場合、浸水被害が発生する可能性はある。」との回答がありました。</p> <p>審議では、これまでの水害の発生状況並びに河川管理者からの説明内容などについて集中的な審議を行い、委員の主な意見として、これまでの審議において、国のシミュレーション結果や県・市の説明から大園橋が水害の主たる原因でないことが分かった。大園橋については、指定文化財としての価値は現在でも損なわれておらず、今後も保存し、教育や地域振興のため活用することが必要である。大園橋を撤去しても令和2年7月のような大雨が降った場合、越水して水害が発生する可能性があることから、住民の生命財産を守るために河川管理者や市による治水対策が必要である。</p> <p>など、大園橋の指定は解除しないと委員の意見がまとまり、令和5年3月の令和4年度第4回審議会において、下記のとおり審議会の意見として決定しましたので、文化財保護法第190条第3項並びに鹿屋市文化財保護審議会条例第2条第1項に基づき建議いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建議 <p>鹿屋市指定有形文化財「大園橋」の指定解除は行わない</p> 2 付記 <p>地域住民の方々が安心できるよう大園地区流域の早急な治水対策を望む以上。</p>
<p>(議長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただいまの建議書（案）について修正等の意見はないか。
<p>(委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし
<p>(議長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは建議諸（案）の（案）をとって、鹿屋市指定有形文化財「大園橋」の指定解除について、審議会の最終意見とする建議書として教育委員会へ提

出する。

これまで現地視察、地元の方々並びに河川管理者への意見聴取などを行い、皆様から様々な意見をいただきながら審議し、大園橋の指定は解除しないとなった。

また、世界的な異常気象で、いつどこで大雨が降り水害が発生するか予測がつかない状況であるが、河川管理者及び鹿屋市の方々からは、治水対策については国・県・市が一体となって流域治水を進めていくことが必要というご意見をいただいた。

今後、祓川町大園地区の内水対策や河川改修などの治水対策が進むよう審議会として望む次第である。

委員の皆様には今後も引き続き、鹿屋市の文化財の保存・活用についてご協力をお願いします。

これをもって、令和4年度第4回鹿屋市文化財保護審議会の審議については以上とする。

4 その他

(委員)

- ・ 大園橋を保存していく上で、水切りの復旧をお願いしたい。

(事務局)

- ・ 水切りについては、大園橋の指定が解除されない場合には修復すると市建設部に確認が取れている。

(委員)

- ・ そのようにお願いしたい。

(司会)

- ・ 以上をもって、令和4年度第4回鹿屋市文化財保護審議会を終了する。

5 閉会